

7 交付対象事業

国から交付された交付金の財源を活用し、都道府県に基金を造成し、以下の事業を実施する。

ア 耐震化整備事業

地震発生時に自力で避難することが困難な方々が多く入所する社会福祉施設等の安全・安心を確保するため、耐震化整備を促進する。

(注) 保育所の耐震化整備は、「安心こども基金」での対応となる。

イ スプリンクラー整備事業

消防法施行令の一部改正に伴い、火災発生時自力で避難することが困難な人が多く入所する社会福祉施設等について、スプリンクラーの設置が義務づけられたこと等から、社会福祉施設等に入所している方々の安全を確保するため、スプリンクラー整備を図る。

9 配分の考え方

ア 耐震化整備事業分

施設割分	$615 \text{ 億円} \times \frac{\text{当該都道府県の非耐震化施設棟数}}{\text{全都道府県の非耐震化施設棟数}}$	615 億円
申請配分	申請に基づき配分	153 億円

イ スプリンクラー整備事業分

施設割分	$235 \text{ 億円} \times \frac{\text{当該都道府県（延べ面積275㎡以上1,000㎡未満の施設の延べ面積+1,000㎡以上の平屋建施設の延べ面積）}}{\text{全都道府県（延べ面積275㎡以上1,000㎡未満の施設の延べ面積+1,000㎡以上の平屋建施設の延べ面積）}}$	235 億円
申請配分	申請に基づき配分	59 億円

10 補助率

	国	都道府県・指定都市 ・中核市・市町村	設置者
民立	1/2	1/4	1/4

	国	都道府県	指定都市・ 中核市・市町村
公立	1/2	1/2	-
	1/2	-	1/2

※公立は、児童関係施設のみ

社会福祉施設等耐震化等臨時特例 交付金による特別対策事業の実施 について

※本資料は現時点での案であり、今後、変更もあり得るものである。

耐震化整備事業

1 目 的

地震発生時に自力で避難することが困難な人が多く入所する社会福祉施設等の安全を確保するため、耐震化整備を図ることを目的とする。

2 事業内容

施設入所者の安全・安心を確保し、地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化を図るため、改築又は補強等の整備を図るものである。

3 対象施設

区 分	設 置 者
救護施設、更生施設 (生活保護法38条)	社会福祉法人又は日本赤十字社
障害者支援施設 (障害者自立支援法第5条第12項)	地方税法第348条第2項第10の4号及び第10の6号の規定により固定資産税を課されないこととされている法人 (社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団・財団法人、特例民法法人等)
身体障害者更生施設 身体障害者療護施設 身体障害者授産施設(入所) (障害者自立支援法附則第41条第1項) 知的障害者更生施設(入所) 知的障害者授産施設(入所) 知的障害者通勤寮 (障害者自立支援法附則第58条第1項)	社会福祉法人
精神障害者生活訓練施設 精神障害者授産施設(入所) (障害者自立支援法附則第48条)	社会福祉法人又は医療法人
知的障害児施設 盲ろうあ児施設(入所) 肢体不自由児施設(入所) 重症心身障害児施設 (児童福祉法第7条)	社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団・財団法人、特例民法法人
精神障害者退院支援施設 (平成18年9月29日厚生労働省告示第551号)	地方税法第348条第2項第10の4号及び第10の6号の規定により固定資産税を課されないこととされている法人 (社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、特例社団・財団法人、特例民法法人等)

区 分	設 置 者
助産施設、乳児院、母子生活支援施設、 児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、 児童自立支援施設 (児童福祉法第7条)	都道府県・指定都市・中核市・市町村、社会福祉法人、日 本赤十字社、特例社団・財団法人、公益社団・財団法人
児童相談所一時保護施設 (児童福祉法第12条の4)	都道府県・指定都市・中核市・市
婦人保護施設 (売春防止法第36条)	都道府県、社会福祉法人
婦人相談所一時保護施設 (売春防止法第34条第4項)	都道府県

4 補助の要件

(1) 対象施設のうち、対象となる整備区分は次のとおりとする。

区 分	対象整備区分
救護施設、更生施設 助産施設、乳児院、母子生活支援施設 児童養護施設、情緒障害児短期治療施設 児童自立支援施設、児童相談所一時保護施設 婦人保護施設、婦人相談所一時保護施設	改 築 増改築 大規模修繕 老朽民間社会福祉施設整備
障害者支援施設、知的障害児施設 盲ろうあ児施設(入所)、肢体不自由児施設(入所) 重症心身障害児施設	改 築 大規模修繕 老朽民間社会福祉施設整備
身体障害者更生施設、身体障害者療護施設 身体障害者授産施設(入所)、知的障害者更生施設(入所) 知的障害者授産施設(入所)	大規模修繕

(2) 整備区分の定義は次のとおりとする。

整備区分	整備内容
改築	既存の施設の現在定員の増員を行わないで改築整備(一部改築を含む。)をすること。
増改築	耐震化改築整備に併せ、現在定員の増員を図ること。
大規模修繕	既存施設の防災対策上、必要な補強改修工事や付帯設備の改造等を行う次の整備をすること。 <ul style="list-style-type: none">・耐震補強のために必要な補強改修工事・給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等付帯設備の改造工事・その他必要と認められる上記に準ずる工事
老朽民間社会福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について平成17年10月5日社援発第1005005号厚生労働省社会・援護局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」及び平成20年6月12日雇児発第612001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「老朽民間社会福祉施設等の整備について」を準用し、改築整備(一部改築を含む。)をすること。

5 補助基準

(1) 次により算出した額

○改築、増改築、老朽民間社会福祉施設整備

種 目	基 準 額
① 本体工事費	定員1人当たり基準単価×定員 1施設当たり基準単価
② 解体撤去工事費及び 仮施設整備工事費	定員1人当たり基準単価×定員 1施設当たり基準単価
事業費 ①+②	①+②の合計

○大規模修繕

種 目	基 準 額
本体工事費	大規模修繕については、次のいずれかで最も低い方の価格を基準とすること。 (1) 公的機関(都道府県又は市町村の建築課等)の見積り (2) 民間工事請負業者2社の見積りを比較して、低い方の見積り

(2) 対象経費の実支出額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較していずれか少ない方の額

(3) (1) と (2) を比較していずれか少ない方の額に負担割合を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

6 基準単価（事業費ベース）

【保護施設】(定員一人当たり単価)

耐震化 本体基準単価

(単位:千円)

施設の種類		A地域	B地域	C地域	D地域
		青森県、岩手県、福島県、東京都、富山県、山梨県、長野県、沖縄県	北海道、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、神奈川県、新潟県、石川県、岐阜県、静岡県、三重県、京都府、大阪府、奈良県、鳥取県、広島県、熊本県、鹿児島県	栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、福井県、愛知県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、島根県、岡山県、山口県、香川県、高知県、佐賀県、長崎県、宮崎県	徳島県、愛媛県、福岡県、大分県
救護施設	都市部	8,207	7,819	7,431	7,043
	標準	7,819	7,452	7,074	6,707
更生施設	都市部	8,207	7,819	7,431	7,043
	標準	7,819	7,452	7,074	6,707

- (注) 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて(平成17年10月5日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
 2 特別豪雪地域に所在する場合は、A地域単価を適用すること。
 3 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。

耐震化 一人当たり解体撤去工事費直接補助基準単価

(単位:千円)

施設の種類	標準	都市部
救護施設		380
更生施設		399

(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

耐震化 一人当たり仮設施設整備工事費直接補助基準単価

(単位:千円)

施設の種類	標準	都市部
救護施設		688
更生施設		722

(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の仮設施設整備工事費基準単価であること。

耐震化 積雪寒冷地域体育施設に係る直接補助基準単価

(単位:千円)

施設の種類	基準額
救護施設、更生施設	68,800

耐震化 地域交流スペース基準単価(定額)

(単位:千円)

施設の種類	地域交流スペース	防災拠点型
救護施設、更生施設	27,120	37,390

【障害関係施設】(1施設当たり単価)

単位:千円

事業名	定員区分	標準	都市部
生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援	～40	140,600	147,600
	41～60	234,000	245,700
	61～80	328,700	345,000
	81～100	423,400	444,500
	101～120	517,000	542,800
	121～	611,600	642,100
施設入所支援加算	30～40	113,500	119,200
	41～60	189,400	198,800
	61～80	266,400	279,700
	81～100	342,200	359,200
	101～120	419,400	440,300
	121～	495,100	519,800
短期入所加算	—	12,500	13,200
発達障害者支援センター加算	—	17,200	18,000
就労・訓練事業等加算	—	54,000	56,700
障害児施設（入所）	30～40	254,300	267,000
	41～60	423,400	444,500
	61～80	595,400	625,100
	81～100	765,900	804,100
	101～120	936,600	983,300
	121～	1,107,000	1,162,300
短期入所加算	—	12,500	13,200
発達障害者支援センター加算	—	17,200	18,000
就労・訓練事業等加算	—	54,000	56,700
解体撤去（入所系）	—	16,400	17,200
仮設施設（入所系）	—	29,500	30,900